

○渡部秀樹委員長 以上で、通告による総括質疑は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時25分といたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時25分 再開

○渡部秀樹委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

これから各会計予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第2号 令和7年度長井市一般会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 それでは、議案第2号 令和7年度長井市一般会計予算の1件について、歳入から順次質疑を行います。

まず、1款市税から13款使用料及び手数料について質疑を行います。一般会計予算事項別明細書では12ページから22ページまでであります。ご質疑ございませんか。

4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 15ページの市税、入湯税についてお尋ねします。

入湯税については、たしか条例の中で幾らということで、ここの説明にありますように、宿泊の場合150円、日帰りの場合50円と定められていたと思います。

ただ、市税であります。これは税を直接払う方が市に直接払うわけではなくて、事業者が受け取って市に支払う間接税になっていると思う

んですが、この入湯税について、温泉施設を利用した際に支払わなければならない対象の年齢というものは何歳以上からかとか、まず、あるのか。

そして、その施設のほうで利用者に代わって受け取って市に払うというのですが、その納税方法についてどのようにしているのか。また、月1回なのか、年に1回市に納めるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。税務課長お願いします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 年齢につきましては、年齢の制限はございません。

あとは納付の納税の仕方についてですが、事業所のほうから月に1回調定額と、あと納付のほうをいただいております。

○渡部秀樹委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 今の年齢の確認ですが、例えば、1歳とか幼児からも頂くことになるんですか。その辺もう一度お願いいたします。

○渡部秀樹委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時31分 再開

○渡部秀樹委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 先ほど年齢制限はないと申し上げましたが、市税条例の121条に入湯税の課税免除ということで、年齢の12歳未満の者は料金を頂かないとなっております。

○渡部秀樹委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 それでは、なぜお聞きしたかといいますと、何か宿泊者数が、宿泊者の人数が少ないような気がしたんです。

あと1回しか質問できないということなんで、
どういう質問にまとめるかなんですが。

まず、長井市の中において入湯税を取れる施設は、今現在2つの事業所があるんですね。そういう中で、日帰りの利用者については、予算の組立てからいくと1日100人以上だと思えます。ところが、宿泊に関して言いますと1,125人というのは1日3名から4名ぐらいしか泊まらない計算になるのではないかなと思ひまして、非常に少ない、少くないかという気がしているんです。

また、ちょっと事業所名出して失礼なんですが、はぎ苑さんでよく宴会されて、宴会されたときに温泉利用のサービス券を頂戴しますよね。そのサービス券利用した際の入湯税みたいのはどうなるのかなと。

この2つの疑問がありまして、確認させていただきたいと思ひます。税務課長、お願いいたします。

○渡部秀樹委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時38分 再開

○渡部秀樹委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 まずは、市税条例の第122条、入湯税の税率ということで、ここで1人当たりの金額、宿泊したときと、あと日帰りのときの金額が定まっております。

あくまでも入湯税は、利用した方のその施設、事業所によって申告していただいて、それで納税いただきますので、利用券がどうのこうのというのではなくて、事業所が利用した数の実績に応じて申告して下さっていると認識してお

ります。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長、宿泊分に関しても同様に答弁をお願いいたします。

菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 大変失礼しました。

宿泊につきましては、先ほど委員のほうからもありましたが、1日当たり3人となっております。日帰り温泉のほうは回復傾向にありますが、宿泊のほうは依然として厳しい状況にありまして、宿泊者につきましては、確認させていただきます。

○渡部秀樹委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時49分 再開

○渡部秀樹委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

発言途中で中断になってしまいました。

菊地千賀税務課長、お願いいたします。

○菊地千賀税務課長 令和7年度の予算につきましては、これまでの実績を踏まえて計上させていただきました。宿泊の予算が少ないとの指摘をいただいておりますが、事業所のほうにも確認し、機会を捉えて協議会などでご報告させていただきますと思ひます。

○渡部秀樹委員長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、14款国庫支出金から21款市債について質疑を行います。22ページから43ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、歳出の審査に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。44ページから78ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。79ページから112ページまであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。112ページから126ページまでであります。ご質疑ございませんか。

11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 11番、浅野でございます。

122ページ、6款1項6目の012農業水路等長寿命化防災減災事業について、農林課長に伺います。

まず、この事業の概要とこれまでの取組について、概要についてお知らせ願いたいと思います。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 本事業につきましては、芦沢のため池廃止工事に伴うものでございまして、当ため池につきましては、農業用水の保水施設として芦沢地内に築造された農業用のため池でありますが、利用する農家がなくなり、現在は地区で草刈りなど維持管理を行うのみとなっておりますのでございます。施設の老朽化が激しく、豪雨等による堤体の損壊で下流の人家等に甚大な被害をもたらす懸念がございますので、地区のほうから廃止してほしいという要望がかねてございました。令和5年度から廃止工事を、この事業に着手しているところでございまして、

事業期間につきましては、令和5年度から令和7年度までの3カ年の予定でございます。

令和5年度につきましては、ため池の堤体部分の測量設計と地質調査業務、令和6年度につきましては、ため池から下流の既設水路までの測量設計後の設計業務を実施したところでございます。令和7年度につきましては、廃止の本工事に着工する予定でございます。

○渡部秀樹委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 この工事請負費の1,600万円については、そのため池を廃止するために、これは埋立てによる廃止になりますか。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 委員ご指摘のとおりでございます。

○渡部秀樹委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 ため池防災環境整備事業になるかと思いますが、この埋立てによる廃止の場合は、公共の用に供されるものとうたっておりますけれども、廃止後の活用はどうなりますか。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 まだ具体的に現在、活用につきましては、決まっているところではございません。今後、地区や市が入って、活用方法等について検討するということでございます。

○渡部秀樹委員長 ほかにご質疑ございませんか。11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 次に、125ページ、6款2項2目の005みどり豊かな森林環境づくり推進事業について、農林課長に伺います。

まず、この推進事業について、事業の概要とこれまでの取組についてご説明いただきます。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 この事業につきましては、3つの事業を現在行っておりまして、1つ目が野生生物との共生環境保全事業。これは、やまがた緑環境税を活用いたしまして、宅地や農地

への熊等の野生生物の出没を防止するための緩衝帯整備を西根森づくりの会により実施されておりまして、これまで2ヘクタール実施したところでございます。令和7年度につきましても同様、西根地区で実施する予定でございます。

2つ目が、木のぬくもり体感事業でございます。木材や森林の魅力を伝えるため、地元材である置賜の木を活用した時計や椅子などの木工製品、木製製品作りでございまして、令和6年度につきましては中央南学童クラブにて開催したところでございます。令和7年度でございますが、中央北学童クラブでの実施を予定しております。

3つ目が、水源の森復活事業でございます。21世紀不伐の森の保全活動と環境整備を実施するものでございまして、平野コミュニティセンター主催で水と緑の感謝祭や平野小学校緑の少年団による杉苗の植樹を21世紀不伐の森で実施しているところでございます。

また、緑の少年団におきまして、秋のホームキャンプを秋に実施し、令和7年度植樹分の杉苗の植栽等を行っているところでございます。

この事業自体につきましては、里山再生アクションプランという名の下に、平成24年から始まったものでございます。5年ごとに事業見直しを行っており、最初の2つにつきましては、令和4年度から第3期ということで、5年間の予定で行われております。3つ目の水源の森復活事業でございますけれども、こちらは21世紀不伐の森が野川山入会境地組合との協定の下、長井市で管理となっていることから、この事業を財源といたしまして水と緑の感謝祭への協力をはじめとした保全活動を行っているところでございます。

○渡部秀樹委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 協議会の資料を見ますと、事業については3つほどありますけれども、水源の森復活事業の中の手数料で植樹準備作業

っておりますけれども、この植樹準備作業というのは具体的にどういう手数料になりますか。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 植樹の前の草刈り等が主な準備に係る費用でございます。

○渡部秀樹委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 その下段になります仮設設備借上料、これは、その作業員のための仮設トイレになりますか。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○渡部秀樹委員長 ほかにご質疑ございませんか。11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 次に、126ページ、6款2項2目の007林道維持補修事業の工事請負費5,388万円について伺います。

協議会の資料を見ますと、林道置賜東部線擁壁改修等工事ということで説明がありますが、これは、令和4年の8月の豪雨による擁壁等が必要になった事業か、ご説明をお願いします。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 令和4年の8月の災害を含めまして、度重なる大雨、地震等の災害により、ずれや亀裂などの経年劣化による置賜東部線の既設擁壁等の改修工事でございます。

○渡部秀樹委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 工事名が擁壁改修等となっておりますが、新規の擁壁工事ではなくて、全てこれは改修でありますか。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 擁壁改修等となっておりますけれども、擁壁の小口止めのずれ、複数のクラック、林道にかかる擁壁のずれ、そういったことに対しての擁壁改修等ということで記載したものでございます。

○渡部秀樹委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 この5,388万円で全て

ののり面については、これで改修は完了するということになりますか。

○渡部秀樹委員長 高橋嘉樹農林課長。

○高橋嘉樹農林課長 事業期間が令和6年から令和8年の3年間の予定でございます。令和6年は、測量、地質調査、これは完了しておりますが、工事につきましては令和7年と8年の2カ年という予定で、7年度に関しましては一部着工という予定でございます。

○渡部秀樹委員長 ほかにご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡部秀樹委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について質疑を行います。127ページから148ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から13款予備費について質疑を行います。148ページから181ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第3号 令和7年度長井市国民健康保険特別会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 次に、議案第3号 令和7年度長井市国民健康保険特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第4号 令和7年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 次に、議案第4号 令和7年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第5号 令和7年度長井市訪問看護事業特別会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 次に、議案第5号 令和7年度長井市訪問看護事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第6号 令和7年度長井市介護保険特別会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 次に、議案第6号 令和7年度長井市介護保険特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第7号 令和7年度長井市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 次に、議案第7号 令和7年度長井市後期高齢者医療特別委員会予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第8号 令和7年度長井市宅地開発事業特別会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 次に、議案第8号 令和7年度長井市宅地開発事業特別会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第9号 令和7年度長井市水道事業会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 次に、議案第9号 令和7年度長井市水道事業会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第10号 令和7年度長井市下水道事業会計予算についての質疑

○渡部秀樹委員長 次に、議案第10号 令和7年度長井市下水道事業会計予算の1件について質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、各会計予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

令和7年度長井市各会計予算案の表決

○渡部秀樹委員長 これから各会計予算案に対する討論、表決であります。ご意見のある方は

本会議にてご発言いただくこととし、この際、
討論を省略し、直ちに採決を行います。

まず、議案第2号 令和7年度長井市一般会
計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○渡部秀樹委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議案第3号 令和7年度長井市国民健
康保険特別会計予算の1件について採決いたし
ます。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渡部秀樹委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議案第4号 令和7年度長井市山形鉄
道運営助成事業特別会計予算の1件について採
決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渡部秀樹委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議案第5号 令和7年度長井市訪問看
護事業特別会計予算の1件について採決いたし
ます。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渡部秀樹委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議案第6号 令和7年度長井市介護保
険特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渡部秀樹委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議案第7号 令和7年度長井市後期高
齢者医療特別会計予算の1件について採決いた
します。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渡部秀樹委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議案第8号 令和7年度長井市宅地開
発事業特別会計予算の1件について採決いたし
ます。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渡部秀樹委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議案第9号 令和7年度長井市水道事
業会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渡部秀樹委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、議案第10号 令和7年度長井市下水道
事業会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渡部秀樹委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託になりまし
た案件の審査は全部終了いたしました。

最後にお諮りいたします。本委員会において
議決されました議案の中で、条項、字句、数字、
その他整理を要するものについては、会議規則
第102条の規定により、その整理を委員長に一

任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡部秀樹委員長 異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについては、その整理を委員長に一任することに決定いたしました。

なお、来る24日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましても、私に一任くださるようお願いいたします。

閉 会

○渡部秀樹委員長 予算特別委員会は、これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時10分 閉会

会議録署名

委員長 渡部 秀樹